

三島市地域防災計画

大火災対策編

令和7年2月

三島市防災会議

大火災対策編 目次

I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画	1	本部運営班
I 大火災対策計画		
【総 則】		ページ
第1章 総則	2	本部運営班 消防班
第1節 関係機関の業務の大綱	2	
第2節 予想される灾害と地域	2	
【発 災 前】		ページ
第2章 火災予防計画	4	消防班 消防団
第1節 消防体制の整備	4	
第2節 火災予防対策	4	
第3節 林野火災対策の推進	4	
第4節 火災気象通報の取扱い	5	
【発 災 後】		ページ
第3章 災害応急対策計画	6	本部運営班 消防班
第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動	6	
第2節 市の対応	6	
1 災害対策本部の設置	6	
2 大規模火災等が発生した場合の連絡体制	7	
【復旧・復興期】		ページ
第4章 災害復旧計画	8	本部運営班 消防班
第1節 各機関が実施する対策	8	
II 大爆発対策計画		
【総 則】		ページ
第1章 総則	9	本部運営班 消防班
第1節 関係機関の業務の大綱	9	
第2節 予想される灾害と地域	9	
【発 災 前】		ページ
第2章 災害予防計画	10	消防班
第1節 ガス災害予防計画	10	
1 ガス保安体制の整備	10	
2 ガス保安施設の整備	10	
3 ガス災害の予防対策	10	
第2節 危険物災害予防計画	12	
1 施設の現況	12	
2 予防検査	12	
3 危険物関係事業者の自主保安体制の構築	12	
4 保安教育	12	
第3節 火薬類災害予防計画	13	
【発 災 後】		ページ
第3章 災害応急対策計画	14	本部運営班 消防班
第1節 関係機関の業務の大綱	14	
第2節 ガス災害応急対策計画	14	
1 非常体制組織の確立	14	
2 応急対策	14	
3 県・市等との連絡協議	15	
4 事故の報告	15	
第3節 市の対応	15	
【復旧・復興期】		ページ
第4章 災害復旧計画	16	本部運営班 消防班
第1節 原因究明と是正措置	16	

I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、三島市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、三島市及び防災機関が行うべき市の地域に係る「大火災対策の大綱」（【共通対策編】で定めたものを除く。）を定めるものとする。

大火災対策編は、以下のとおり、「I 大火災対策計画」及び「II 大爆発対策計画」から構成する。

I 大火災対策計画

章	記載内容
第1章 総則	計画作成の趣旨、関係機関の業務の大綱、予想される災害と地域
第2章 火災予防計画	消防体制の整備、火災予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第3章 災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、市の対応
第4章 災害復旧計画	各機関が実施する対策

II 大爆発対策計画

章	記載内容
第1章 総則	計画作成の趣旨、関係機関の業務の大綱、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	ガス災害予防計画、危険物災害予防計画、火薬類災害予防計画
第3章 災害応急対策計画	関係機関の業務の大綱、ガス災害応急対策計画、市の対応
第4章 災害復旧計画	原因究明と是正措置

I 大火災対策計画

第1章 総 則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第1節 関係機関の業務の大綱

実 施 主 体	内 容			
市	ア 消防施設の整備 イ 消防団員の教育 ウ 消防団の活性化			
富士山南東消防本部 (以下「消防本部」という。)	消防体制の整備	ア 消防組織の確立 イ 消防施設の整備 ウ 消防職員の教育 エ 緊急消防援助隊の受入体制の確立		
	火災予防対策	ア 建物の不燃化の指導 イ 消防用設備等の整備 ウ 防火管理体制の整備 エ 防火対象物の火災予防 オ 住宅防火対策の推進		
	林野火災予防対策	ア 林道(防火道)等の整備 イ 予防設備の整備 ウ 消防資機材の配備		
	災害応急対策	ア 消防活動 イ 広域活動協力体制		
県	消防体制の整備	ア 消防救急の広域化の推進 イ 消防職員・消防団員の教育 ウ 消防団の活性化 エ 緊急消防援助隊の受援体制の確立		
	火災予防対策	ア 建物の不燃化の指導 イ 消防設備等の整備 ウ 防火管理体制の整備 エ 防火対象物の火災予防		
	林野火災予防対策	ア 林道(防火道)等の整備 イ 予防設備の整備 ウ 消防資機材の配備		
	災害応急対策	ア 県防災ヘリコプターによる支援 イ 自衛隊への支援要請 ウ 消防庁への応援要請		
静岡地方気象台	火災気象通報の発表			

第2節 予想される災害と地域

- 風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。
- 大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。
 - ・冬から春先にかけての西高東低の気圧配置：北西の強風、太平洋側のフェーン現象による突風
 - ・春から初夏にかけて帶状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置：連日晴天で空気が乾燥し、実効湿度が低下

- 林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいう。林野火災は、落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、焚火等の人為的要因で起こる。
- 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

【県内の気象条件】

地 域	気 象 条 件
伊 豆 地 方	<ul style="list-style-type: none"> ・気温は、県内でも温暖な地域となっていて、平均温度は16°C～17°Cで沿岸地方では特に暖かい。しかし、田方平野では、日中と夜間の気温格差が大きく、特に冬季の夜間は顕著な冷え込みとなる。 ・低気圧、前線、台風等により強風、暴風が現れやすくなっている。しかし、伊豆北部にあたる田方平野では、冬期は南西の風が卓越するが、その他の時期は海陸風型の変化を示し、一般に風は弱く、被害を伴うような強風は台風、前線等によって現れている。
富士山麓地方	<ul style="list-style-type: none"> ・この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海拔高度により気温が変わる。 ・風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。

第2章 火災予防計画

市においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第1節 消防体制の整備

区分	内容
消防組織の確立	消防本部による消防計画のとおり、各種災害による被害の軽減を図るために、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消防施設の整備	近年の社会経済の発展に伴い、県下をとりまく社会環境は複雑多様化している。市は地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防体制の万全を期するものとする。
消防職員・消防団の教育	消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学に派遣するほか、定期的に教育訓練を実施するものとする。
消防団の活性化	・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、地域防災の要となる消防団員の確保はもとより、消防団の活性化をなお一層推進する必要がある。 ・市は消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、自治会、住民及び企業や各種団体の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。
緊急消防援助隊の受援体制	静岡県緊急消防援助隊受援計画に基づき、実践的な受入れ訓練を実施するとともに、緊急消防援助隊受入れに必要な野営地や燃料、水等を確保するなど、受援体制の整備に努めるものとする。

第2節 火災予防対策

区分	内容
建物防火の推進	消防本部は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の防火について指導する。
消防用設備等の整備	消防本部は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の整備	消防本部は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。
防火対象物の火災予防	消防本部は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

第3節 林野火災対策の推進

区分	内容
林野火災関係機関	各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業會議所、(一社)静岡県獵友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株)、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第1

	○ 特科連隊、（公財）静岡県舞台芸術センター
林道等(防火道) の整備	現況等を把握し、林道（防火道）、防火帯、防火林等の整備に努める。
予防施設 の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。
防災知識の普及啓発	市は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や市、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。 その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図る。
消防資機材 の配備	林野火災に対する消防資機材を整備する。
山間部のパトロール	市の関係課、消防本部及び消防団は、随時パトロールを実施し、火災の早期発見及び被害軽減に努めるとともに、火災警報発令中及び強風等の際の火の使用制限の徹底を図る。

第4節 火災気象通報の取扱い

消防法第22条第1項の規定により、静岡県地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

区分	内 容	
火災気象通報基準	対象地域	実施基準
	概ね市町単位（二次細分区域）	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 ・毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 ・注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 ・定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。
市長への伝達	通報を受けた知事は、防災行政無線等により市長に伝達するものとする。	
火災警報の発表	市長は、火災警報の発表を富士山南東消防組合管理者から受けたときは、その周知徹底と必要な措置を講ずる。	

第3章 災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

区分	内容
消防活動体制	消防本部は、その地域に係る大規模火災及び林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るために、消防本部消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
広域協力活動体制	<ul style="list-style-type: none">・市長は、消防本部からの情報を受け、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当するには、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。<ul style="list-style-type: none">ア その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合イ 消防本部の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合ウ その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合・市長は、大規模火災、林野火災が発生し、現行の消防力では対応できない場合において、富士山南東消防本部緊急消防援助隊等受援計画に基づき、国又は関係消防機関に対して応援要請を行うものとする。
大規模林野火災対策	<ul style="list-style-type: none">・市は、消防本部からの情報を受け、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。・要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援することとしている。

第2節 市の対応

- 市は、火災が発生し大規模火災等に進展するおそれがある場合は、状況に応じ事前配備体制をとり、情報収集を行う。
- 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

1 災害対策本部の設置

区分	内容
災害対策本部の設置	大規模火災等が発生し市長がその対策を必要と認める場合は、災害対策本部を設置する。
任務	<ul style="list-style-type: none">ア 防災対策の総合調整イ 情報収集、発信、広報ウ 県に対する要請<ul style="list-style-type: none">・自衛隊への災害派遣要請・消防庁、他都県等への支援要請・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請エ 関係機関への支援要請<ul style="list-style-type: none">・医療機関等への協力要請・その他関係機関への応援要請オ 2次災害等発生防止措置

2 大規模火災等が発生した場合の連絡体制

大規模火災等が発生した場合の連絡体制については、【共通対策編 第3章 第33節 1 突発的災害応急体制】に則り、実施するものとする。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図るものとする。

第1節 各機関が実施する対策

実施主体	内容
市	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
県	被災市町、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成することとしている。
関係機関	市、県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

II 大爆発対策計画

第1章 総 則

高压ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高压ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高压ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第1節 関係機関の業務の大綱

実 施 主 体	内 容
消 防 本 部	ア 危険物事業者の許認可 イ 煙火の消費許可 ウ 災害発生時の消火、人命救助活動 エ 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導
県	ア 高圧ガス、火薬類事業者の許認可 イ 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整 エ 大規模事故発生時の危機管理対応 オ 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導
警 察	ア 火薬類事業者の保安指導 イ 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
関 係 事 業 者	ア 自主保安体制の構築 イ 危害予防規程、地震防災計画等の策定 ウ 防災資機材の整備 エ 防災訓練等の実施 オ 災害発生時の関係機関への通報 カ 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第2節 予想される災害と地域

- 高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。
- 高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は県内全域で発生する危険性がある。

第2章 災害予防計画

第1節 ガス災害予防計画

ガス関係事業者についての許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、関係機関と連携した監視指導や防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

1 ガス保安体制の整備

区分	内容
保安規程の写しの提出	都市ガス事業者は、ガス事業法第24条、第64条、第84条及び第97条の規定による保安規程の写しを消防機関に提出するものとする。
ガス保安に係る連絡調整体制の整備	都市ガス事業者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める液化石油ガス販売事業者（以下「液化石油ガス販売事業者」という。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を所轄消防機関に提出するものとする。

2 ガス保安施設の整備

区分	内容
ガス遮断装置の設置	都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置するものとする。
ガス漏れ警報設備等の設置	都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置するものとする。

3 ガス災害の予防対策

区分	内容
都市ガス	<ul style="list-style-type: none">・都市ガス事業者は、ガスの製造施設、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視・点検及び検査を行うものとする。・都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努めるものとする。・都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事にかかる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス導管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡を取り、現場立会等を実施するものとする。・他工事業者は、他工事をするに際し、ガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ、都市ガス事業者と連絡、協議をするとともに都市ガス事業者が行う保全のための措置に協力するものとする。・都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努めるものとする。
高圧ガス	<ul style="list-style-type: none">・高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行うものとする。・県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努めるものとする。・防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努めるものとする。・県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ・テレビ等によるPRを行うものとする。・液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス

	漏れ警報器の普及等の保安指導を行うものとする。	
高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築	<p>高圧ガス関係業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 危害予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 エ 事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結 	
高圧ガス関係団体等の保安体制の構築	緊急応援体制の整備	静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備するものとする。
	防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備するものとする。
	防 災 訓 練	高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的に実施し、防災能力の向上を図るものとする。
	L P ガスの自主保安の推進	<p>製造事業所相互援助協定の締結</p> <p>県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施するものとする。</p> <p>一般消費先の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故等防止の一斉点検、注意喚起
L P ガスの保安推進	<p>L P ガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、県と（一社）静岡県 L P ガス協会、関係事業者が、L P ガス安全対策推進のために必要な事業を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施 イ 液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備 ウ 液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収 エ 液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進 	
都市ガスの保安推進	自主保安体制の構築	都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築するものとする。
	マイコンメータ等の整備	都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進するものとする。
	広 報 、 巡 視 点 檢	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施するものとする。 ・また、該当区域の巡回点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止するものとする。
高 壓 ガ ス 運搬車両の保安指導	高压ガス運搬中の事故を防止するため、県と警察が共同して高压ガス運搬車両の監視指導を実施するものとする。	
防 災 訓 練	県、警察、消防、高压ガス関係団体は合同で、高压ガス事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図るものとする。	
ライフライン防災連絡会に	市及び消防本部は、県が開催するライフライン防災連絡会等を通じ、事故防止措置や災害対応におけるガス関係事業者との連携を強化する。	

第2節 危険物災害予防計画

消防本部が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、災害時における危険物の応急対策について円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図る。

1 施設の現況

石油類、ガス等の危険物製造・取扱施設は、<資料編7-6 危険物施設数一覧>のとおりである。

2 予防査察

区分	内容
監督機関及び 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部及びその他の監督機関は、それぞれの製造所、貯蔵所等諸施設に対する安全確保及び取扱いの適否を検査するため、定期的に、保安検査、立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導を行うものとする。 消防本部は、危険物施設においてそれぞれ基準に適合していない施設については、改修等の指導を強化するものとする。 消防本部は、自衛消防組織等の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るものとする。

3 危険物関係事業者の自主保安体制の構築

区分	内容
危険物関係事業者の自主保安体制の構築	<p>危険物関係業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図るものとする。</p> <p>ア 予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 エ 自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結</p>
危険物事故防止対策	危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずるものとする。
危険物安全週間	<ul style="list-style-type: none"> 毎年6月第2週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 危険物関係事業者や危険物を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る
危険物運搬車両の安全指導	危険物運搬中の事故を防止するため、県、警察、消防他関係機関による危険物運搬車両事故防止等対策協議会を設け、保安活動を実施するものとする。

4 保安教育

消防本部は、危険物施設の従業員教育、特に保安監督者に対し必要な教育を、また防災に関する諸活動が円滑に運営され、応急対策が完全に遂行されるよう、隨時研修会等を開催し、保安意識の高揚を図る。

第3節 火薬類災害予防計画

火薬類の製造施設、貯蔵施設、消費・使用場所等の構造設備や、火薬類の取扱い方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、市、消防本部、県、警察、静岡県火薬類保安協会等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

区分	内容
火薬類関係事業者の自主保安体制の構築	<p>火薬類関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 危害予防規程、地震防災計画等の策定イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備ウ 従業員への保安教育、施設の巡回点検等の実施エ 事故や災害への対処訓練の実施オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
火薬類関係事業所の監視指導	<ul style="list-style-type: none">・消防本部、県、警察の連携のもと、火薬類関係事業所の立入検査、保安検査等により、事業所の構造設備、火薬の取扱いや保管管理、安全確保対策等の適正を指導するものとする。・市及び消防本部は、花火の正しい取扱い等について、市民への広報啓発を行う。
火薬類危害予防週間	関係機関及び関係事業者は、毎年6月10日～16日の火薬類危害予防週間において、火薬類関係施設の管理の徹底、適正な取扱いの確保、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組むものとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、2次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壤由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第1節 関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容
市 消 防 本 部	ア 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 イ 市対策本部設置 ウ 消火活動 エ 人命救助活動 オ 避難誘導 カ 事故調査
県	ア 災害対策本部の設置 イ 防災対策の総合調整 ウ 情報収集・発信、広報 エ 国等との連絡調整 オ 自衛隊等への支援要請 カ 事故調査
警 察	ア 事故捜査 イ 交通規制 ウ 避難誘導
発 災 事 業 者	ア 事故通報 イ 自衛防災対応 ウ 災害拡大防止措置 エ 関係機関への協力 オ 相互援助協定事業者等への支援依頼

第2節 ガス災害応急対策計画

この計画は、災害の発生に際し市民の安全を図るとともに、ガス施設を防護し、二次災害を警戒し、ガスの供給を確保するための保安対策と災害対策について定める。

1 非常体制組織の確立

区分	内 容
緊急出動に関する相互協力	消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互に協力するものとする。
ガス事業者の緊急体制の整備	・ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持するものとする。 ・非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮するものとする。

2 応急対策

これは大綱だけを定めたものであることから、細部にわたる事項については、各ガス事業者及び各関係機関において別に定めるところによる。

区分	内容
保護保安対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請するものとする。 ・ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行うものとする。 ・ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡するものとする。 ・都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずるものとする。 ・ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとするものとする。 ・都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車等をもって周知の徹底を図るものとする。また、必要により、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、市、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請するものとする。 ・ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保するものとする。 ・危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。
危険防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害（火災、爆発）を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をするものとする。 ・災害の規模によりその周辺への関係者以外の立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請するものとする。 ・消防本部は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害の拡大防止のための応急措置を講じ、その災害の状況により近隣市町への応援要請を行い、周辺住民を安全区域へ避難させるものとする。 ・ガスによる中毒症状が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所にあおむけさせる等の応急措置をとるものとする。

3 県・市等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、市、消防機関及び警察と十分連絡、協議するものとする。

4 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を県、市、消防機関及び警察に行うものとする。

第3節 市の対応

大規模な爆発事故が発生した場合は、【共通対策編 第3章 第33節 1 突発的災害応急体制】に則り、実施するものとする。

第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第1節 原因究明と是正措置

区分	内容
発災事業者の対応	<ul style="list-style-type: none">・爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じるものとする。・関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力するものとする。・事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行うものとする。
関係機関の対応	<ul style="list-style-type: none">・関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行うものとする。・必要な場合には、国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請するものとする。
産業や住民生活に関する普及措置	<ul style="list-style-type: none">・発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮するものとする。・ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図るものとする。・復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討するものとする。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮するものとする。・供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底するものとする。・該当区域の巡回点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止するものとする。・発災事業者は、復旧状況等を隨時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行うものとする。
情報公開、広報	<ul style="list-style-type: none">・発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行うものとする。・市及び消防本部は市民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。